

電子契約の導入について

契約課

1. 政策等の背景・目的及び効果

民間事業者において、出社せずに業務を行う形態が普及し、本市においても、市民等が来庁することなく様々な手続をすることができるよう取組を進めており、これまで、契約手続におけるメールの活用や、入札参加有資格者登録申請の電子化などを進めてきました。

紙文書に記名押印をする契約書の作成に代えて、電子文書に電子署名をする契約書の作成がしやすくなるよう、令和3年（2021年）1月29日に地方自治法施行規則が改正され、地方公共団体における契約の電子化を推進する法整備が行われました。

こういった状況を受け、本市においても、受注者の負担軽減のほか、契約事務のペーパーレス化及び効率化をさらに進めるため、電子契約の導入を進めることとするものです。

なお、法整備から日が浅いため、地方公共団体においては、全国的にまだ導入が進んでいない状況です。

2. 内容

(1) 契約締結の流れ

民間事業者が提供する電子契約サービスを利用し、記名押印に代えて電子署名をした電子文書によって契約を締結するもので、契約締結までの流れは、次のようになります。

電子契約	紙文書による契約
市が、契約条項を含む契約書データをシステムにアップロード	市が、契約条項を袋綴じした紙文書の契約書を2部作成
↓	↓
受注者が、市がアップロードした契約書データを確認し、電子署名 市も、同様に、電子署名	受注者が、市から契約書を2部受取（来庁）
↓	↓
電子署名済の契約書データを保存	受注者が、契約書2部に押印して、市に提出（来庁）
	↓
	市が、契約書2部に押印して、うち1部を受注者に交付（来庁）
	↓
	市では、押印済の契約書をファイリング

(2) 得られる効果

① 受注者の負担軽減

受注者が、紙文書の契約書を受け取りに来庁する等の手間がなくなる。

電子契約においては印紙貼付が不要であるため、印紙代が不要となる。

(参考) 契約金額5,000万円超1億円以下の請負契約の場合、6万円（受注者負担）

② 契約事務のペーパーレス化

契約書等（契約書、契約書とともに保存すべきこととされている法定の書面及び保険証券）を電子文書として保存するため、ペーパーレス化を図ることができる。

（参考）契約1件につき、A4用紙16～22枚を削減（令和2年度契約課実績 約1,400件）

③ 契約事務の効率化

来庁される事業者への対応がなくなる。

契約書等のファイリングが不要となるとともに、検索が容易となる。

（参考）契約課における事務時間の削減見込 年間約238時間

事務経費の削減見込 年間約100万円

3. 実施時期

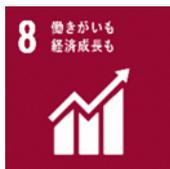
令和4年（2022年）10月1日以後に契約を締結する案件から試行導入し、令和5年（2023年）4月1日以後に契約を締結する案件から本格導入する予定です。

事業者への聞き取りでは、概ね好評であることから、電子契約を原則としていく予定です。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法施行規則
枚方市契約規則

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 電子契約システム使用料 726千円（令和5年3月まで）
《財源》 一般財源 726千円